

一般社団法人 海上保安大学校同窓会基金 第 12 回定時社員総会の書面
決議に関する議事録

一、第 12 回社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

社員総会の目的事項

- 決議事項 令和 2 年度事業報告について
- 決議事項 令和 2 年度収支決算について
- 決議事項 令和 3 年度事業計画について
- 決議事項 令和 3 年度基金管理運用計画について
- 決議事項 令和 3 年度収支予算について
- 決議事項 理事の任期満了に伴う選任について

一、決議事項を提案した理事の氏名

代表理事 高尾 留雄

一、社員総会の決議があったものとみなされた日

令和 3 年 6 月 14 日

一、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

理事 平田 友一

令和 3 年 6 月 7 日付「令和 3 年度一般社団法人海上保安大学校同窓会基金理事会及び社員総会の書面審議について」により、代表理事 高尾留雄が上記社員総会の決議の目的である事項について提案を行い、当該提案につき、令和 3 年 6 月 14 日、社員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 58 条第 1 項及び第 59 条並びに定款第 13 条第 3 項の規定により、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた。

なお、新たな理事候補者の佐々木幸男から理事就任承諾書の提出があった。

上記のとおり、社員総会の決議の省略を行ったので、社員総会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 57 条及び同法施行規則第 11 条第 4 項第 1 号に基づき本議事録を作成し、定款第 14 条の定めにより、理事及び監事が記名押印する。

令和 3 年 6 月 14 日

一般社団法人 海上保安大学校同窓会基金